

令和6年度 二宮町 幼稚園等利用のご案内

(幼稚園・認定こども園(1号認定)の入園用)



©東京ハイジ/二宮町



©東京ハイジ/二宮町

～ご利用のまえに～

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際に、子どものための教育・保育給付に係る「認定」を受けていただく必要があります。

認定には、1号から3号認定まで3つの区分があります。(新制度に移行しない幼稚園は除きます。)

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

1号認定 (教育標準時間認定)

幼稚園等での教育を希望する満3歳以上就学前の子ども

2号認定 (保育認定)

保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳以上就学前の子ども

3号認定 (保育認定)

保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳未満の子ども

幼稚園・認定こども園(1号認定)の入園を希望される方は、1号認定の手続きをしていただく必要があります。

次ページ以降をよくお読みいただき、各種申請手続きをしてください。



©東京ハイジ/二宮町

幼稚園とは…

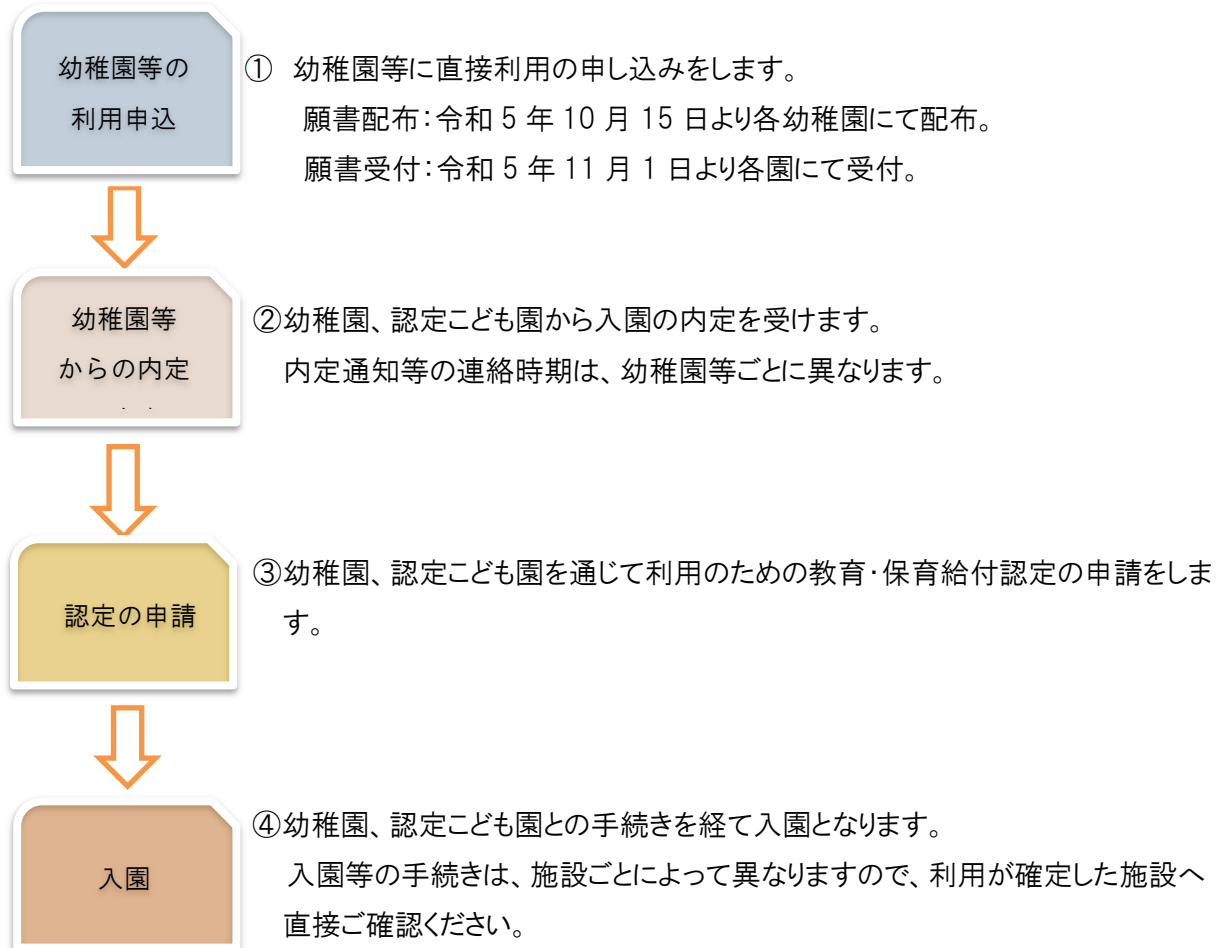
幼稚園は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼稚園教育では、子どもの発達や遊びの連続性を重視し、幼児が主体的に身近な人や自然、物とかわりながら遊ぶことを通して、生きる力の基礎を育てていくところです。

(注)

手続きに変更があるのは、新制度に移行する幼稚園及び認定こども園を利用する場合のみです。現行制度(私学助成)のまま継続する幼稚園についての手続きはありません。

1. 幼稚園・認定こども園(1号認定)の入園までの流れ

幼稚園、認定こども園(1号認定)の利用を希望する場合は、利用したい施設に願書等を提出していただき、内定を得た後、施設より「教育・保育給付認定申請書(1号認定)」を受け取ります。必要事項を記入した申請書を利用が確定した幼稚園、認定こども園へ提出し、施設経由で二宮町に提出・申請してください。



2. 1号認定を受けて、幼稚園等の利用ができる方

○満3歳以上の子どもの保護者で、幼稚園・認定こども園の利用を希望する方であり、以下の要件に該当する場合。(他の市町村の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する方も対象です。)

・教育・保育給付認定で1号認定を受けていること。

※他の市町村にお住まいの方は、それぞれの市町村での教育・保育給付認定が必要です。

3. 申請手続きについて

○申請の手続きは、内定を受けた幼稚園・認定こども園を通じて行います。

→内定を受けた施設から「教育・保育給付認定申請書(1号認定用)」及び必要書類が送付されますので、必要事項を記入のうえ、施設へ提出してください。

◇全員提出していただく書類

・「教育・保育給付認定申請書(1号認定用)」

※ 誤りや記入漏れの無いように記入してください。

※ 申し込み内容や住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

・申請者(児童を含む。)の「番号確認及び身元確認」の書類の写し

※ 平成 28 年1月より教育・保育給付認定に係る手続きにおいて、マイナンバー(個人番号)の記載及び個人番号カードもしくは、通知カードにてマイナンバーの提供が必要となります。

(例) 1. 個人番号カード

2. 通知カードと運転免許証など

3. 個人番号の記載された住民票の写しと運転免許など

◇その他提出時に必要な書類(書類はお返しできませんので、必要な方はコピーをご用意ください)

◎状況に応じて異なりますので、注意してください。

課税状況のわかる書類 (副食費(給食のおかず等)減免対象の確認のため)

※父母両方の分を提出してください。(祖父母等がお子さまを扶養にとっている場合、祖父母の分も提出していただく場合があります。)

① 令和5年1月1日時点で、二宮町にお住まいの方

⇒給付認定申請書(1号認定用)の同意書欄において、同意された方については、町が税情報等を確認します。

② 令和5年1月1日時点で、二宮町にお住まいでない方(以下のいずれか)

※マイナンバーの利用に同意いただける方は不要です。

⇒令和5年度 市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書のコピー(勤務先より配布)

・令和5年度 市町村民税納税通知書のコピー(自営業等の方)

・令和5年度 市町村民税の(非)課税証明書(令和5年1月1日時点でお住まいの市町村で発行)(有料)

※海外在住の場合は勤務先等から発行される令和4年中の年間給与支払額や社会保険料相当額等の控除額が記載された書類が必要です。

③ 未申告の方は市町村民税の申告が必要です。

世帯の状況を確認する書類

④ 生活保護を受けている方 ⇒ 生活保護受給証明書

⑤ 母子・父子家庭の方 ⇒ ・児童扶養手当の証書又はひとり親医療証のいずれかのコピー
・健康保険証のコピー

⑥ 同一世帯に障がい者がいる場合 ⇒ 身体障害者手帳等、特別児童扶養手当の証書のコピー

⑦ 就学前のきょうだいが他の幼稚園、認定こども園、保育所等へ入園している場合

⇒ 在園証明書

4. 給付認定について

○教育・保育給付認定申請書の審査を経て、園を通じて認定証を交付します。

(1) 利用できる時間

1号認定の場合の利用時間は、1日4時間を標準とし、年間39週以上の範囲で各園が定めます。

※前後(早朝、夕方)や休業日、夏休みなどの長期休業中の利用については、園によっては預かり保育を実施している園もありますので、直接園へご確認ください。

(2) 認定証の有効期間

1号認定(教育標準時間認定)の有効期間は、小学校就学前までの3年間を基本とします。また、二宮町から転出した場合、二宮町の認定を受けられなくなります。継続して幼稚園等に通う場合は、改めて転出先の市町村で認定を受ける必要があります。

5. 保育料について

幼児教育・保育無償化により、施設型給付の幼稚園・認定こども園を利用する1号認定(満3歳児から5歳児クラス)のお子さんの保育料は無料となりました。なお、各施設で実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)や教育・保育の質の向上の対価として定められている特定負担額は、無償化の対象とはならず、これまでどおり保護者負担となります。

6. 副食費免除について

食材料費(給食費)のうち、副食費(おかず等)については、次に該当する場合は免除となります。

副食費免除の対象

副食費免除の対象の算定はお子さんと同一世帯に属して、生計を同一にしている父母及び父母以外の扶養義務者(家計の主宰者)のすべての方の合算等ときょうだい区分で決まります。

対象者
<input type="checkbox"/> 年収 360 万円未満相当世帯(市町村税所得割額 <u>77,100 円以下</u>) ※4月～8月分については前年度、9月～3月分については当年度の課税状況により補助対象かどうか判定します。
<input type="checkbox"/> 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども ※第3子以降の子どもの算定基準は、生計を同じくする一番上のお子さんが小学校第3学年修了前となります。上のきょうだいを通う施設によって在園証明書が必要となる場合があります。

7. 預かり保育の無償化について

幼稚園・認定こども園の中には、教育時間の前後に在園児を対象に教育・保育を行う「預かり保育」を実施している園があります。預かり保育実施幼稚園として、市町村の確認を受けた幼稚園・認定こども園については、保護者が「保育の必要性」があると認定を受けた場合、利用実態に応じて、日額 450 円(月額最大 11,300 円までの範囲)が、預かり保育の利用料無償化として給付されます。給付方法は施設によって異なる場合がありますので、詳しくは利用施設へご確認ください。

無償化の対象となる方

「保育の必要性」があり、施設等利用給付認定(新2号・新3号)の認定を受けた方

(新2号認定)3歳の誕生日を迎えた日(満3歳)から最初の3月31日を経過したことも、「保育の必要な事由」に該当するもの

(新3号認定)3歳の誕生日を迎えた日から最初の3月31日までの間で、「保育の必要な事由」に該当し、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯のもの

※「保育の必要性」があると認定を受けられる場合(保護者のいずれもが事由に該当する場合)

保育の必要な事由

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)：就労時間が月64時間以上
- 妊娠、出産：産前産後8週間
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)：90日間
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

手続きについて

子育てのための施設等利用給付認定申請書および、「保育の必要性」を証明する書類を幼稚園・認定こども園を通して、二宮町に提出してください。

◇保育の必要性を証明するための書類 ※ひとり親をのぞき、父母のどちらについても必要となります。

保育を必要とする事由	就 労 (内定を含む)	会社員	⇒	就労証明書 ※自営業の方(親族経営等の自営を含む)につきましては、直近の確定申告書、または源泉徴収票(親族経営等の場合のみ可)、個人事業の開業届出書・営業許可書等のいずれかの書類の写しも添付してください。
		自営業	⇒	
		内職	⇒	
	妊娠・出産		⇒	母子健康手帳のコピー (交付日、分娩(出産)予定日のわかるページ)
	疾病・障がい	疾病	⇒	診断書又は医師の意見書(治療の期間) (就労や育児の困難な状況についての証明)
		障がい	⇒	身体障害者手帳等のコピー
	親族の介護・看護		⇒	利用・継続に関する申立書 介護・看護を証明できる書類 (身体障害者手帳等のコピー、診断書等)
	災害復旧		⇒	利用・継続に関する申立書、り災証明書
	求職活動	求職活動中	⇒	求職活動に係る申立書
就 学		⇒	在学証明書及びカリキュラム等のコピー	
その他(上記以外の事由で保育が必要な場合は、ご相談ください。)				

○上記以外に必要なに応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

○就労証明書については、発行日から原則、3か月以内のものとなります。

認定について

認定開始は申請した翌月からとなります。

認定期間については、「保育の必要性の事由」によって期間が異なります。

・「就労」、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「就学」、「虐待やDVのおそれがある」場合

新2号認定:認定を希望する日 ～ 小学校就学前まで

新3号認定:認定を希望する日 ～ 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで

※上記期間中でも「保育の必要性の事由」がなくなった場合は、認定を受けられなくなります。

・「妊娠・出産」の場合:産前産後各8週の属する月の月初から月末まで

・「求職活動」の場合:認定後90日目の月の月末まで

8. その他

～以下のような場合は、ただちに役場子育て・健康課まで届け出てください～

(1)教育・保育給付認定申請書及び子育てのための施設等利用給付認定申請書の内容に変更が生じた場合

→申請された内容に変更等が生じた場合(引越し、扶養関係の変更など)は、すみやかに施設を通じて、二宮町までお知らせください。教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。

(2)幼稚園、認定こども園を退園する場合

→退園する旨を利用されている幼稚園、認定こども園にお伝えいただき、二宮町にもお知らせください。

～令和6年度以降の入所継続について～

教育・保育給付認定(幼稚園・認定こども園の利用及び無償化に係る認定)期間は、基本的に卒園までとなります。年度を更新して入所を継続する場合は、二宮町への手続きは不要となります。

施設等利用給付認定(預かり保育の無償化に係る認定)については、「保育の必要性の事由」を町が確認するために、毎年現況を届出する必要があります。

当初に教育・保育給付認定申請及び子育てのための施設等利用給付認定申請していただいた内容から変更が生じた場合につきましては、各種手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

なお、通園されております幼稚園、認定こども園においての手続きについては、各施設にご確認をお願いします。

【お問い合わせ先】

〒259-0196 中郡二宮町二宮 961 番地

二宮町 健康福祉部 子育て・健康課 子育て支援班(二宮町役場地下1階)

TEL:0463-71-5862 FAX:0463-73-0134

